

令和8年第1回区議会定例会提出予定議案

第1 条例

1 目黒区手数料条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 下記(3)アの法律の施行に伴い、引用する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の項番号のずれに伴う規定の整備を行う。

イ 下記(3)イの政令の施行に伴い、引用する建築基準法施行令の項番号のずれに伴う規定の整備を行う。

ウ 下記(3)ウの法律によりマンションの建替え等の円滑化に関する法律の題名が改正されるとともに、同法に基づく建築基準法の制限の特例の範囲が見直されるため、その許可に係る手数料の規定の整備を行う。

※ 改正後の法律名 マンションの再生等の円滑化に関する法律

(2) 施行期日

上記(1)ア 令和8年5月1日

上記(1)イ 公布の日

上記(1)ウ 令和8年4月1日

(3) 参考

ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第37号）

公布 令和7年5月21日 施行 令和8年5月1日

イ 建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第310号）

公布 令和7年9月3日 施行 令和7年11月1日

ウ 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）

公布 令和7年5月30日 施行 令和8年4月1日

2 目黒区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

目黒区立学校施設の更新に係る設計等を委託する事業者の選定に係る評価及び審査を行うため、区長の附属機関として、目黒区立学校施設更新に係る設計等委託事業者選定委員会を置く。

(2) 施行期日

令和8年4月1日

3 目黒区公共料金支払基金条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

基金の額を引き上げる。

220,000,000円 → 400,000,000円

(2) 施行期日

令和8年4月1日

4 目黒区行政手続条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

下記(3)の法律が施行されることに伴い、聴聞の通知等に係る公示送達は、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置等をとることによってすることとする。

(2) 施行期日

令和8年5月21日

(3) 参考

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）

公布 令和5年6月16日 施行 令和8年5月21日

5 目黒区職員定数条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

職員の定数を改める。

・区長の事務部局の職員	1,994人	→	<u>1,916人</u>	
・議会の事務部局の職員	14人	→	<u>17人</u>	
・教育委員会の事務部局の職員	190人	→	<u>145人</u>	
・教育委員会の所管に属する学校の職員				
学校の事務部局の職員	134人	→	<u>39人</u>	
幼稚園の園長及び教員	18人	→	18人	
・選挙管理委員会の事務部局の職員	7人	→	<u>12人</u>	
・監査委員の事務部局の職員	6人	→	<u>10人</u>	
（合計）	2,363人	→	<u>2,157人</u>	△206

(2) 施行期日

令和8年4月1日

6 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 管理職の職責に鑑み、次のとおり給与制度のアップデートを行う。

- ・行政職給料表（一）5級（課長級）は、初号近辺の号給をカットし給料月額の上上げを行う。
- ・行政職給料表（一）6級（部長級）は、初号の給料月額を引き上げ、号給間の間差の刻みの大きい簡素な給料表構成に再編する。
- ・医療職給料表（二）と（三）についても行政職給料表（一）に相当する見直しを行う。

イ 管理職員特別勤務手当の支給要件等の見直しを行う。

- ・ 週休日等以外の日の支給対象時間帯の拡大
午前0時から午前5時まで → 午後10時から翌日の午前5時まで
- ・ 割増率の適用範囲の拡大（具体的な適用範囲は規則で規定）
週休日等と週休日等以外の日との連続勤務が6時間を超える場合、当該勤務を一体として週休日等の勤務とみなして手当の割増率（150/100）の適用対象とする。
（現行 週休日等における6時間を超える勤務に適用）

ウ 技能・業務系職員に係る人事・給与制度の全般的な見直しに伴い、職務給の原則の更なる徹底、昇任意欲の醸成に資する職務・職責をより重視した給与制度とするため、行政職給料表（二）を全面改定する。

エ 平成30年の行政系人事制度及び技能・業務系人事制度の見直しの際、給料表切替え前の現給が切替え後の級の最高号給の額を超える場合に現給保障として行ってきた差額支給を終了する。

(2) 施行期日

令和8年4月1日

7 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

上記6(1)イと同様、管理職員特別勤務手当の支給要件等の見直しを行う。

(2) 施行期日

令和8年4月1日

8 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

下記(3)の法律の施行に伴い、福祉業務手当の支給対象となる業務に係る規定の整備を行う。

(2) 施行期日

公布の日

(3) 参考

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）

公布 令和4年5月25日 施行 令和6年4月1日

9 職員の旅費に関する条例

(1) 改正内容

ア 下記(3)の法律の施行を踏まえ、国家公務員等の旅費制度に準拠した制度に改めるため、条例の全部を改正する。

主な見直し項目

現行の名称	改正後の名称	見直し内容
車賃	その他の交通費	バス・タクシー等の運賃に加え、レンタカー代等を対象とする。 交通機関によらない場合の37円/kmの基準は区独自に存置
<新設>	宿泊手当	夕朝食の掛かり増し代等として定額支給
宿泊料	宿泊費	上限額の引上げと上限額設定地域の細分化
食卓料	<廃止>	支給要素の一部は宿泊手当へ
移転料	転居費	上限額内の実費→複数見積もりにより最も経済的なものを選択すること等による実費
着後手当	着後滞在費	5日分を限度として(旅行雑費+宿泊料) →5日分を限度として(宿泊費+宿泊手当相当額)
扶養親族移転料	家族移転費	扶養親族の区分に応じ本人移転料の一定割合→同居家族1人ごとに実費支給
渡航手数料	渡航雑費	支給範囲の拡大
<新設>	包括宿泊費	パック旅行による費用(※旅行会社等に対し旅費相当額として直接支払うことも可能)

※主に包括宿泊費等に係る経費について、本人への支給に代えて、旅費相当額として直接、旅行役務提供者に支払うことができる制度を創設する。

イ アの改正に伴い、次に掲げる条例においても、旅費の種類を改める。

- ・目黒区選挙管理委員会等の調査等に出頭した者の費用弁償に関する条例
- ・目黒区付属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例
- ・目黒区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例
- ・選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例
- ・目黒区建築審査会条例

(2) 施行期日

令和8年4月1日

(3) 参考

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）

公布日 令和6年5月15日 施行日 令和7年4月1日

1 0 目黒区長等の給料等に関する条例等の一部を改正する条例

(1) 改正条例

ア 目黒区長等の給料等に関する条例

イ 目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

ウ 目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例

エ 目黒区監査委員の給与等に関する条例

オ 目黒区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例

(2) 改正内容

旅費の種類に包括宿泊費を加える。

(3) 施行期日

令和8年4月1日

1 1 目黒区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

武力攻撃事態等に対して、より効果的で即応性の高い対応を行うために、目黒区国民保護対策本部等の組織体制を見直す。

(2) 施行期日

令和8年4月1日

1 2 目黒区議会議員及び目黒区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

下記(3)の政令の施行に伴い、政令に準拠して定めている目黒区議会議員及び目黒区長の選挙における選挙運動に係る公費負担の限度額を引き上げる。

ア ビラの作成の公費負担に係る単価 7円73銭 → 8円38銭

イ ポスターの作成の公費負担に係る単価 企画費 316,250円 → 変更なし

印刷費 541円31銭 → 586円88銭

(2) 施行期日

公布の日

(3) 参考

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）

公布日 令和7年6月4日 施行日 公布の日

1 3 目黒区立高齢者福祉住宅条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 廃止する三田地区整備事業住宅の一部を目黒区立コーポ三田の住戸として増設する。

単身用13戸 → 14戸

イ 目黒区立コーポ三田の管理業務を住み込みから派遣型に切り替えたことに伴い、生活協力員の居室を住戸として増設する。

世帯用5戸 → 6戸

(2) 施行期日

令和8年4月1日

1 4 目黒区三田地区整備事業住宅条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

三田地区整備事業住宅の住戸の一部を廃止する。

6戸→5戸

(2) 施行期日

公布の日

1 5 目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなで作る条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 路上喫煙禁止区域の適用範囲を区内全域に拡大する。

イ 公共の場所以外での喫煙の場合、受動喫煙防止等に配慮することを区民等の責務とする。

ウ まちの環境美化活動に対する支援を区の責務とする。

(2) 施行期日

令和8年10月1日

1 6 目黒区学校教育応援基金条例

(1) 制定内容

目黒区立学校における学校教育の充実に資するための基金を設置する。

(2) 施行期日

公布の日

1 7 目黒区文化財保護基金条例

(1) 制定内容

文化財の保護及び活用に資するための基金を設置する。

(2) 施行期日

公布の日

第2 令和7年度補正予算

1 令和7年度目黒区一般会計補正予算（第4号）

2 令和7年度目黒区国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 3 令和7年度目黒区後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 4 令和7年度目黒区介護保険特別会計補正予算（第2号）

第3 令和8年度予算

- 1 令和8年度目黒区一般会計予算
- 2 令和8年度目黒区国民健康保険特別会計予算
- 3 令和8年度目黒区後期高齢者医療特別会計予算
- 4 令和8年度目黒区介護保険特別会計予算

第4 協議

- 1 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
後期高齢者医療の保険料について、令和8年度及び令和9年度の保険料の軽減に係る経費を各区市町村の一般財源から支弁するため、他の特別区及び東京都内の市町村と規約の変更に関する協議を行う。

第5 諮問

- 1 人権擁護委員候補者の推薦について
人権擁護委員高橋晶子氏の任期が満了するので、その後任候補者の推薦の可否を諮問する。

第6 報告

- 1 地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分した和解及び損害賠償額の決定の報告について
 - (1) 件名 庁用車によるカーポートへの接触事故について
 - (2) 損害賠償額 935,000円

第7 追加提出予定議案

- 1 目黒区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 2 目黒区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 3 目黒区立保育所条例の一部を改正する条例
- 4 目黒区立幼稚園条例の一部を改正する条例
- 5 目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例
- 6 目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 7 目黒区介護保険条例の一部を改正する条例
- 8 目黒区立目黒南中学校新築工事の請負契約
- 9 目黒区立目黒南中学校新築に伴う機械設備工事の請負契約
- 10 目黒区立目黒南中学校新築に伴う電気設備工事の請負契約